損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 専決処分の内容
  - (1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年12月12日(火)午前8時30分頃、周南市大字徳山地内(栄谷)の国道315号において、教育部生涯学習課職員の運転する公用車が徳山方面から須々万方面に走行中、スリップして対向車線に飛び出し、対向車線を走行していた相手方車両に接触し、相手方が負傷した人身及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方

任所 氏名

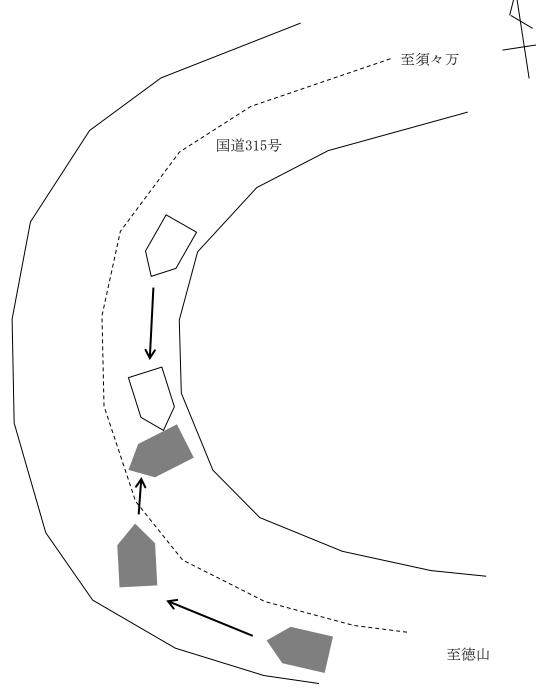
(3) 損害賠償の額

¥287, 274-

2 専決処分の年月日

平成30年1月17日

事 故 状 況 図





相手方車両